

新旧对照表(横型設計圖立場院舉出人行政法獨立地方)

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標(案)	第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>ウ がん医療 専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援、情報提供などのがん診療拠点病院としての機能を充実するなど、がんの包括的診療体制を確立する中で、チーム医療を推進する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制(センター化)を進め、がん医療の質の向上に努める。</p> <p>(1)外来化学療法室の整備 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化學療法、放射線療法などの治療方法を包括的に推奨する場であるキャンサーサーポードを充実する。</p> <p>(2)キャンサーサーポードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行いうるため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化學療法、放射線療法などの治療方法を包括的に推奨する場であるキャンサーサーポードを充実する。</p> <p>(3)腫瘍型症状の把握 ノンマン解剖を用いた腫瘍型症状の把握と研究の一体的取り組みを推進する。</p> <p>(4)腫瘍型症状の解説 患者に対する外見診察や診断手法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型医療の創出に向けて、臨床と研究の一体化した取り組みを推進する。</p> <p>(5)専門医カウンセリングの推進 専門医がんや頭頸部がん等遠隔子の開拓が優れるとがんの患者に対してカウンセリングを行なう。</p> <p>エ 脊髄(特定疾患)医療 県立病院の機能を活かして専門医の総合的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療提供を行う。</p> <p>オ エイズ医療 エイズ医療に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を發揮する。</p> <p>カ 慢性疾患 慢性的疾患(エンド出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。慢性的疾患患者に対する外来診療や、重篤患者に対する入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実を図るとともに、精神喪失者等医療網を基づく指定入院・通院医療機能としての機能を整備する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本院における精神疾患の適応に対する手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で柔軟な治療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後の監査を図る。</p> <p>イ 児童患者期精神科医療 児童患者期精神疾患の治療について、県内唯一の児童患者期精神科の機能をさらに強化し、関係機関との連携を図る。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 精神科救急・急性期医療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で柔軟な治療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後の監査を図る。</p> <p>イ 児童患者期精神科医療 児童期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童患者期精神科を中心とした治療体制と連携して医療を提供する。</p> <p>ア 心神喪失者等医療觀察法に基づく医療 心神喪失者等医療觀察法に基づく指定入院医療機能をさらに強化する中で、対象者に対する指定入院から指定通院に向かう一貫した治療体制の中での適切な治療を提供して、社会復帰の促進を図る。</p> <p>エ 重症・慢性入院患者への医療 県中の的な概念、急性期治療による多職種治療チームによる治療体制を構築し、通院と共に、さらなる医療体制を自ら担う。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 重症・急性期医療による多職種治療チームによる治療体制をさらに強化する中で、対象者に対する指定入院から指定通院によるティケードや訪問などによる通院・アウト活動する重症患者に対する通院・訪問と連携して安定した地域生活の実現を目指す。</p>	<p>ウ がん医療 専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援、情報提供などのがん診療拠点病院としての機能を充実するなど、がんの包括的診療体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制(センター化)を進め、がん医療の質の向上に努める。</p> <p>(1)がん治療の充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行いうるため、がん治癒の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援を強化する。</p> <p>(2)腫瘍型症状の把握 ノンマン解剖を用いた腫瘍型症状の把握と研究の一体的取り組みを推進する。</p> <p>(3)腫瘍型症状の解説 患者に対する外見診察や診断手法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型医療の創出に向けて、臨床と研究の一体化した取り組みを推進する。</p> <p>(4)専門医カウンセリングの推進 専門医がんや頭頸部がん等遠隔子の開拓が優れるとがんの患者に対してカウンセリングを行なう。</p> <p>エ 脊髄(特定疾患)医療 県立病院の機能を活かして専門医の総合的な治療を行なうとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療提供を行う。</p> <p>オ エイズ医療 エイズ医療に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を發揮する。</p> <p>カ 慢性疾患 慢性的疾患(エンド出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関(エンド出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。慢性的疾患患者に対する外来診療や、重篤患者に対する入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 精神科救急・急性期医療や通院医療などの機能を整備する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本院における精神疾患の適応に対する手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で柔軟な治療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後の監査を図る。</p> <p>イ 児童患者期精神科医療 児童患者期精神疾患の治療について、県内唯一の児童患者期精神科の機能をさらに強化し、関係機関との連携を図る。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 精神科救急・急性期医療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で柔軟な治療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後の監査を図る。</p> <p>イ 児童患者期精神科医療 児童期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童患者期精神科を中心とした治療体制と連携して医療を提供する。</p> <p>ア 心神喪失者等医療觀察法に基づく医療 心神喪失者等医療觀察法に基づく指定入院医療機能をさらに強化する中で、対象者に対する指定入院から指定通院によるティケードや訪問などによる通院・アウト活動する重症患者に対する通院・訪問と連携して安定した地域生活の実現を目指す。</p>	

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標（案）	第1期中期計画	第2期中期計画（案）
<p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>基幹的・専門的・地域的・周辺的・連携の充実による医療の質の向上に努めるとともに、優秀な医師・看護師等による医療提供の特長である「医療の質」という一つの確保を図ることと、患者・医療従事者等による医療提供の特長である「医療の質」を提供する。</p> <p>①医療従事者の育成・確保</p> <p>医師の育成・確保を提供するため、人間的資質が優れ、診療行為に専門的な医療技術を有する医師等の育成・確保に努める。</p> <p>②医療従事者の育成・確保</p> <p>医師の育成・確保を提供するため、人間的資質が優れ、診療行為に専門的な医療技術を有する医師等の育成・確保に努める。</p> <p>③医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>各種高度医療機器を計画的に更新・整備を行う。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>県民に信頼される医療の提供として、医療や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し県民に信頼される医療の提供に努める。</p> <p>①医療倫理の確立</p> <p>医療倫理を尊重する医師を算量するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>②患者・家族との情報・協力関係の構築</p> <p>医療の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、医療の質を提供する。</p> <p>③医薬品等に関する情報の的確な提供</p> <p>医薬品等に関する情報の的確な提供をめざめどもに、医薬品情報検索システムの活用などにより、处方上の医薬品など医療情報の共通化を図り、患者に対する説明指導を実施する。</p> <p>④患者サービスの向上</p> <p>外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用などを実施するなど、患者サービスの向上に努める。</p>	<p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>県立病院の運営するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図ることで、地方独立行政法人制度の特長である部力的・効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>①医療従事者の育成・確保</p> <p>高度度で専門的な医療を提供するため、医療技術者及び医療補助者を拡充し、医師・看護師の業務負担軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>②医療従事者の育成・確保</p> <p>医師の育成・確保を提供するため、医療機器への進歩を囲り、人間的資質が優れ、診療行為に専門的な医療技術を有する医師等の育成・確保に努める。</p> <p>③医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>県立中央病院において、今後変革が予想される対応型体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>医療の標準化と最適な医療の提供</p> <p>治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均住院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニックバスを推進する。</p> <p>医療内部評議会（DPC）の導入</p> <p>医療内部評議会（DPC）の導入を実施するため、県立中央病院において、医療内部評議会を導入して、入院患者1人を配置する7病棟の看護体制を導入するとともに、そこから得られる細かな医療情報を最大限活用する。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤病院施設の計画的な整備</p> <p>老朽化に伴う病院施設の修繕を計画的にを行うとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>医療の専門化・高度化が進む中で、疾患や診察に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し県民に信頼される医療の提供に努める。</p> <p>①医療安全管理の推進</p> <p>アリストマネージャーの活用</p> <p>アリストマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報収集や分析を行うとともに、医療安全対策を徹底する。</p> <p>イ・医療内部評議会の実施</p> <p>医療内部評議会への対応医療事故が発生した際の事故調査会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>②医療倫理の確立</p> <p>医療倫理を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>③医療・家族との情報・協力関係の構築</p> <p>医療の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、医療の質を提供する。</p> <p>④医薬品等の安心・安全な提供</p> <p>医薬品等の両極への対応医師の配置を推進し、荷物薬剤業務の品質を図るとともに、医薬品の販売・投薬の安全生守の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑤患者サービスの向上</p> <p>外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用をや受付窓口での対応を工夫し、スマートに接遇研修を行うなど、患者サービスの向上に努める。</p>	<p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>県立病院の運営するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図ることで、地方独立行政法人制度の特長である部力的・効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>①医療従事者の育成・確保</p> <p>高度度で専門的な医療を提供するため、医療技術者及び医療補助者を拡充し、医師・看護師の業務負担軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>②医療従事者の育成・確保</p> <p>医師の育成・確保を提供するため、医療機器への進歩を囲り、人間的資質が優れ、診療行為に専門的な医療技術を有する医師等の育成・確保に努める。</p> <p>③医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>県立中央病院において、今後変革が予想される対応型体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>医療の標準化と最適な医療の提供</p> <p>治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、最適な医療を提供するため、クリニックバスを推進する。</p> <p>医療内部評議会（DPC）の導入</p> <p>医療内部評議会（DPC）の導入を実施するため、県立中央病院において、医療内部評議会を導入して、入院患者1人を配置する7病棟の看護体制を導入するとともに、そこから得られる細かな医療情報を最大限活用する。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤病院施設の計画的な整備</p> <p>老朽化に伴う病院施設の修繕を計画的にを行うとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>医療の専門化・高度化が進む中で、疾患や診察に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し県民に信頼される医療の提供に努める。</p> <p>①医療安全管理の推進</p> <p>アリストマネージャーの活用</p> <p>アリストマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報収集や分析を行うとともに、医療安全対策を徹底する。</p> <p>イ・医療内部評議会の実施</p> <p>医療内部評議会への対応医療事故が発生した際の事故調査会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>②医療倫理の確立</p> <p>医療倫理を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>③医療・家族との情報・協力関係の構築</p> <p>医療の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、医療の質を提供する。</p> <p>④医薬品等の安心・安全な提供</p> <p>医薬品等の両極への対応医師の配置を推進し、荷物薬剤業務の品質を図るとともに、医薬品の販売・投薬の安全生守の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑤患者サービスの向上</p> <p>外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用をや受付窓口での対応を工夫し、スマートに接遇研修を行うなど、患者サービスの向上に努める。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

新旧对照表(中期計画立病院機構人梨県山人法行政独立地方

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標（※）		第1期中期計画		第2期中期計画（※）	
		(3)未収金対策 未収金回収率を目標とするとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。 (4)材料費の適正化 後発医薬品の採用や院外処方の推進等により経費の抑制を図る。		(3)未収金対策 未収金回収率を目標とするとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収をはじめ、未収金の発生を防止する。 (4)材料費の適正化 後発医薬品の採用を推進するとともに、貯蔵材料の購入にあたりその費用対効果を十分に検討するなど、材料費の適正化に努める。	
		(5)多様な取組手法の活用 複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用し、さらなる費用の節減に取り組む。			
4. 管理部門の専門性の向上 ・事務部門の専門性を高めるため、調査経営に関する知識・経験を持つ人材を採用など、事務部門の専門性を向上させるために、医療事務を行なう業務に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院職員が行う業務に必要な法令、会計、貯蔵材料等をもつた管理部門の職員を育成する。		4. 管理部門の専門性の向上 ・事務部門の専門性を高めるため、調査経営に関する知識・経験を持つ人材を採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院職員が行う業務に必要な法令、会計、貯蔵材料等に精通した事務職員に必要な法令、会計、貯蔵材料等等に精通した事務職員の育成に努める。			
5. 経営参画意識を高める組織文化の醸成 ・経営改進の実現に応じたメリットシステムの実現 ・医療部門の財務状況を踏まえ、各部門の自発的な経営努力を促すため、経営改善の状況に応じてその成果を一部還元し、医療水準の向上等のために活用できるメリットシステムを実施する。		5. 経営参画意識の向上 (1)経営改進の実現に応じたメリットシステムの導入 ・医療部門の財務状況を踏まえ、各部門の自発的な経営努力を促すため、経営改善の状況に応じてその成果を一部還元し、医療水準の向上等のために活用できるメリットシステムを実施する。 (2)経営改進指標の周知 ・経営改進指標について、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。		(1)経営改進の実現に応じたメリットシステムの実現 ・医療部門の財務状況を踏まえ、各部門の自発的な経営努力を促すため、経営改善の状況に応じてその成果を一部還元し、医療水準の向上等のために活用できるメリットシステムを実施する。 (2)経営改進指標の周知 ・経営改進指標について、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。 (3)取り組みの共育化 ・中期計画等における取り組みについて、病院全体で共認識のうえ、その取り組み状況の共有を図る。 (4)職員提案の奨励 ・職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討していく。	
6. 職員や患者をもって働くことができる環境の整備 ・職員や患者に対する柔軟性や安心感を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討していく。		6. 職場環境の整備 (1)職員や患者に対する柔軟性や安心感を高めるため、各種職務や目標達成に向けた意欲をより的確に把握する ・職員や患者に対する柔軟性や安心感を高めるため、各種職務や目標達成に向けた意欲をより的確に把握する。 (2)資格取得を含む研修の充実 ・職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修制度を整備する。 (3)公平で透明的な人事評価システムの導入 ・職員の業務や能力を、給与と共に反映させることとともに、職員の人才培养及び人事管理に活用するための制度で公平な人事評価制度を構築する。		(1)働きやすい職場環境の整備 ・各現場における医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備に努める。 (2)資格取得を含む研修の充実 ・病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修制度を充実する。 (3)公平で透明的な人事評価システムの導入 ・職員の業務や能力を、給与と共に反映させることとともに、職員の人才培养及び人事管理に活用するための制度で公平な人事評価制度を構築する。	
7. 病院における評議会や講演会等の開催による情報発信の整備 ・評議会や講演会等に参加する評議会や講演会等の開催による情報発信を行うことによって、医療従事者に対する柔軟性や安心感を高めることとともに、多様な助所形態の設立や運営や受命診療を持った病院経営に参画すること。 ・職員や患者をもって働くことができる環境の整備 ・職員や患者に対する柔軟性や安心感を高めるため、各種職務や目標達成に向けた意欲をより的確に把握する。 ・職員や患者に対する柔軟性や安心感を高めるため、各種職務や目標達成に向けた意欲をより的確に把握する。					

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標(案)		第1期中期計画		第2期中期計画(案)	
第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善等を進め一中期目標期間中の累計の経常収支を黒字とすること。 中明目標期間における経常利益について は、安定的な水準を維持し、経営基盤の安定化に努めること。		第4 予算(人件費の見限りを含む。)、収支計画及び資金計画 第3「第3 業務運営の改善及び効率化に貢献するためとるべき措置」を踏実に実施するこにより、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とするためとるべき措置」を踏実に実施するこにより、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。		第4 予算(人件費の見限りを含む。)、収支計画及び資金計画 第3「第3 業務運営の改善及び効率化に貢献するためとるべき措置」を踏実に実施するこにより、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とするためとるべき措置」を踏実に実施するこにより、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。	
1 予算(平成22年度～平成26年度)		1 予算(平成27年度～平成31年度)		(単位:百万円)	
区分	金額	区分	金額	区分	金額
収入		収入		収入	
營業収益	101,319	營業収益	112,300	營業収益	112,300
医療費損益	84,755	医療費損益	93,204	医療費損益	93,204
運営費負担金	15,856	運営費負担金	17,708	運営費負担金	17,708
その他營業収益	908	その他營業収益	1,308	その他營業収益	1,308
營業外収益	2,531	營業外収益	2,030	營業外収益	2,030
運営費負担金	1,900	運営費負担金	1,171	運営費負担金	1,171
その他營業外収益	631	その他營業外収益	859	その他營業外収益	859
資本収入	7,392	資本収入	7,484	資本収入	7,484
運営費負担金	0	運営費負担金	0	運営費負担金	0
長期借入金	0	長期借入金	7,484	長期借入金	7,484
その他の資本収入	807	その他の資本収入	0	その他の資本収入	0
計	111,212	計	121,814	計	121,814
支出		支出		支出	
營業費用	83,202	營業費用	98,587	營業費用	98,587
医療費用	82,159	医療費用	97,745	医療費用	97,745
給与費	42,453	給与費	46,095	給与費	46,095
材料費	24,847	材料費	32,409	材料費	32,409
給費	14,512	給費	18,647	給費	18,647
研究開発費	317	研究開発費	534	研究開発費	534
一般管理費	1,083	一般管理費	822	一般管理費	822
營業外費用	2,846	營業外費用	1,702	營業外費用	1,702
資本支出	16,148	資本支出	25,007	資本支出	25,007
建設改良費	7,577	建設改良費	10,488	建設改良費	10,488
償還金	10,571	償還金	14,518	償還金	14,518
その他の支出	0	その他の支出	0	その他の支出	0
計	104,196	計	125,276	計	125,276

【人件費の見限り】
中期目標額44,198百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、手当、法定福利費及び
退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規

定による算定方法に準じて算定される。

長期借入金等元利償還金に充當される運営費負担金は、経常費助成のための運

営費負担金とする。

【人件費の見限り】
中期目標額46,756百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、手当、法定福利費及び
退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規

定により算定方法に準じて算定される。

長期借入金等元利償還金に充當される運営費負担金は、経常費助成のための運
営費負担金とする。

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標(案)			
第1期中期計画			
2 収支計画(平成22年度～平成26年度) (単位:百万円)			
区分	金額	区分	金額
収入の部		収入の部	
営業収益	104,607	営業収益	114,851
医療収益	102,103	医療収益	112,631
運営費負担金	84,554	運営費負担金	93,056
資産見返し収入	15,656	資産見返し収入	17,788
その他営業収益	945	その他営業収益	547
営業外収益	908	営業外収益	1,308
運営費負担金	2,504	運営費負担金	1,970
その他営業外収益	1,900	その他営業外収益	1,171
臨時利益	604	臨時利益	789
支出の部	0	支出の部	0
営業費用	101,387	営業費用	113,278
医療費用	94,338	医療費用	105,809
給与費	93,413	給与費	105,616
材料費	42,331	材料費	48,051
耗費	23,625	耗費	29,511
減価償却費	13,956	減価償却費	17,108
研究開発費	13,181	研究開発費	12,559
その他	239	その他	542
一般管理費	925	一般管理費	807
営業外費用	5,409	営業外費用	6,484
臨時損失	2,090	臨時損失	198
純利益	2,770	純利益	1,373
目的的積立金取崩額	0	目的的積立金取崩額	0
純利益	2,770	純利益	1,373

3 資金計画(平成22年度～平成31年度) (単位:百万円)			
区分	金額	区分	金額
資金取入		資金取入	
業務活動による収入	118,755	業務活動による収入	138,240
診療業務による収入	103,850	診療業務による収入	114,331
運営費負担金による収入	84,755	運営費負担金による収入	93,204
その他業務活動による収入	17,556	その他業務活動による収入	18,959
投資活動による収入	1,559	投資活動による収入	2,168
運営費負担金による収入	0	運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0	その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	7,362	財務活動による収入	7,494
長期借入金による収入	6,535	長期借入金による収入	7,484
その他の財務活動による収入	807	その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	7,543	前期中期目標期間からの繰越金	16,425
資金支出	118,755	資金支出	138,240
業務活動による支出	86,048	業務活動による支出	100,288
給与・賃金支出	43,335	給与・賃金支出	46,756
材料費支出	24,847	材料費支出	32,499
その他業務活動による支出	17,838	その他業務活動による支出	21,103
投資活動による支出	7,577	投資活動による支出	10,468
固定資産の取得による支出	7,577	固定資産の取得による支出	10,468
その他の投資活動による支出	0	その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	10,571	財務活動による支出	14,518
長期借入金の返済による支出	1,137	長期借入金の返済による支出	6,377
移行前地方債償還債務の償還による支出	9,454	移行前地方債償還債務の償還による支出	3,141
その他の財務活動による支出	0	その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	14,559	次期中期目標期間への繰越金	12,865

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)

第2期中期目標(案)		第1期中期計画		第2期中期計画(案)	
第 6 短期借入金の限度額		第 5 短期借入金の限度額		第 5 短期借入金の限度額	
1 預貸額 1,000百万円		1 預貸額 1,000百万円		1 預貸額 1,000百万円	
2 息定される短期借入金の発生理由 通常負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし		2 制定される短期借入金の支拂期による一時的な資金不足への対応 通常負担金の交付等により供しようとするときは、その計画なし		2 制定される短期借入金の支拂等により供しようとするときは、その計画なし	
第 7 剰余金の使途 第7章において剰余金を生じた場合は、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。		第 7 剰余金の使途 第7章において剰余金を生じた場合は、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。		第 7 剰余金の使途 第7章において剰余金を生じた場合は、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	
第 8 料金に附する事項	1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第75条(同法第148条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条(前項に基づく方法により算定した額) (2)健康保険法第35条第2項(同法第149条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第74条(同法第22条の規定に基づく基準により算定した額) (3)①、②以外のものについては、別に理事長が定める額	1 料金に附する事項 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第75条(同法第148条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条(前項に基づく方法により算定した額) (2)健康保険法第35条第2項(同法第149条において適用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第74条(同法第22条の規定に基づく基準により算定した額) (3)①、②以外のものについては、別に理事長が定める額	1 料金に附する事項 理事長は、特別の理由があると認めるとときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。	2 使用料等の减免 理事長は、特別の理由があると認めるとときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。	2 使用料等の减免 理事長は、特別の理由があると認めるとときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。
第 9 その他業務運営に関する重要事項	第 9 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力 県などが運める保健医療行政に積極的に協力する。	第 9 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力 県などが運める保健医療行政に積極的に協力する。	第 9 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力 2 法令・社会規範の遵守 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法規を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。	第 9 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力 2 法令・社会規範の遵守 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法規を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。	第 9 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力 2 法令・社会規範の遵守 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法規を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。
第 10 保健医療行政への協力 1 県などが運める保健医療行政に積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 県立病院が運める保健医療行政が、県内医療機関の規範的役割を果たさずするよう法や社会規範等を遵守すること。 3 機構的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報開示権に積極的に取り組む。	第 10 保健医療行政への協力 1 県などが運める保健医療行政に積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 県立病院が運める保健医療行政が、県内医療機関の規範的役割を果たさずするよう法や社会規範等を遵守すること。 3 機構的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報開示権に積極的に取り組む。	第 10 保健医療行政への協力 1 県などが運める保健医療行政に積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 県立病院が運める保健医療行政が、県内医療機関の規範的役割を果たさずするよう法や社会規範等を遵守すること。 3 機構的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報開示権に積極的に取り組む。	第 10 保健医療行政への協力 1 県などが運める保健医療行政に積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 県立病院が運める保健医療行政が、県内医療機関の規範的役割を果たさずするよう法や社会規範等を遵守すること。 3 機構的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報開示権に積極的に取り組む。	第 10 保健医療行政への協力 1 県などが運める保健医療行政に積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 県立病院が運める保健医療行政が、県内医療機関の規範的役割を果たさずするよう法や社会規範等を遵守すること。 3 機構的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報開示権に積極的に取り組む。	第 10 保健医療行政への協力 1 県などが運める保健医療行政に積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 県立病院が運める保健医療行政が、県内医療機関の規範的役割を果たさずするよう法や社会規範等を遵守すること。 3 機構的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報開示権に積極的に取り組む。
第 11 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項	第 11 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定期 総額 地・県補助金、長期借入金等 病院施設、医療機器等 総額 7,349百万円 病・県補助金、長期借入金等 設備	第 11 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定期 総額 地・県補助金、長期借入金等 病院施設、医療機器等 総額 10,839百万円 病・県補助金、長期借入金等 設備	第 11 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定期 総額 地・県補助金、長期借入金等 病院施設、医療機器等 総額 10,839百万円 病・県補助金、長期借入金等 設備	第 11 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)人事に関する計画 改変医療の進歩的な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人材管理を行う。 (2)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。 (3)積立金の処分に関する計画 なし	第 11 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)人事に関する計画 改変医療の進歩的な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人材管理を行う。 (2)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。 (3)積立金の処分に関する計画 なし
第 12 その他の業務運営に関する事項	第 12 その他の業務運営に関する事項 1 透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の改善策等の情報発信に積極的に取り組むこと。	第 12 その他の業務運営に関する事項 1 透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の改善策等の情報発信に積極的に取り組むこと。	第 12 その他の業務運営に関する事項 1 透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。	第 12 その他の業務運営に関する事項 1 透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。	第 12 その他の業務運営に関する事項 1 透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。